

福祉用具の購入に関する事業者の指定が始まりました

要介護(要支援)認定を受けた被保険者が利用できる福祉用具購入に関するお知らせです

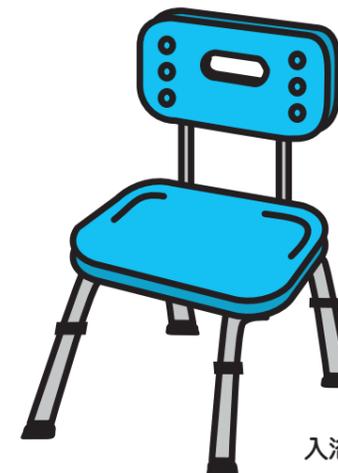
●福祉用具購入費について

これまで、在宅の要介護(要支援)認定を受けた被保険者が「腰掛便座」や「入浴補助用具」などの福祉用具を購入したときに介護保険から支給される福祉用具購入費について、福祉用具の販売事業者などには制限がありませんでした。

しかし、今回の改正で**都道府県知事が販売事業者を事前に指定する制度が導入されました。**

購入日が平成18年4月1日以降の福祉用具については、指定された販売事業者からの購入に限り、福祉用具購入費を支給します。

購入の際には、**必ず都道府県の指定された販売事業者であるかを確認した上で、購入するようにしてください。**



入浴用いす

《制度の概要》

- 福祉用具購入費の支給限度基準額 一律10万円(年額)
- 介護保険で給付される金額(保険給付率90/100) 9万円(上限)
- 給付金の受け取り方法
 - 購入時に福祉用具の全額を支払い、後で申請により保険給付分(対象金額の9割分)が介護保険から利用者へ口座振込み(郵便局以外)により支払われる方法。
 - 購入時に自己負担分だけを支払う方法(受領委任払い・立替事業)
 ※購入前に申請していただき承認されることが必要です。
- 支給金額の管理期間 毎年4月1日～翌年3月31日の1年間
- 購入の対象となる福祉用具の種類(種目) 表「介護保険給付対象の福祉用具」の通り《※同一種目の購入は原則1回》

介護保険給付対象の福祉用具	
① 腰掛便座	
② 特殊尿器	
③ 入浴補助用具 (入浴に際して座位を保持し、浴槽への出入りなどを補助する目的とする用具)	入浴用いす
	浴槽用手すり
	浴槽内いす
	入浴台
	浴室内すのこ
④ 簡易浴槽	浴槽内すのこ
⑤ 移動用リフトのつり具の部分	

住宅改修費支給制度も事前申請制に変わりました

お問い合わせ
 保険年金グループ介護保険チーム
 ☎ 0794(35)2582

「播磨町心身障害者福祉年金」制度を見直し!

本町では、障害を持つ人への施策として障害者の社会参加を促進するほか障害者福祉の充実に努めてまいりました。

しかし、平成18年4月からは障害者自立支援法が施行されるなど、従来の施策は大きく変わってまいりました。このようななか、すべての身体障害者および知的障害者を対象に現金を支給してきた「播磨町心身障害者福祉年金(総額約3,400万円)」の廃止を3月議会で提案しましたが、議会の承認は得られませんでした。

しかしながら、町の独自施策として、収入に関係なく現金を支給してきた本制度の見直しは必要と考えており、住民の皆さまに障害者福祉の現状を紹介し、真に援助が必要な方への支援を目的とした新たな障害者福祉制度を、議会に提案をしたいと考えています。

障害者福祉年金の支給額と対象者 平成18年4月1日現在

障害程度		支給額	対象者(人)	支給総額
身体障害者	知的障害者			
1・2級	A・B1	40,000円	572	2,288万円
3級	—	30,000円	175	525万円
4級	—	20,000円	236	472万円
5級	B2	10,000円	117	117万円
6級	—	5,000円	66	33万円

「播磨町心身障害者福祉年金」制度とは

昭和47年から町独自で実施している障害者福祉施策の一つで、当時は福祉の主な考え方として、金銭の支給というのが一般的でありました。

制度発足時は、身体障害者1級・2級および知的障害者程度・中度の方に、年額2万円を支給していましたが、その後、支給額の改定や支給対象者を拡大し、現在、別表の通りとなっており、この制度を続けるためには、年額約3,400万円が必要となります。

近隣市町でも見直し

この福祉年金制度については、名称・金額は様々ですが、他の市町においても実施されています。しかし、多くの市町でも見直しが行われ、神戸市では平成15年度から、加古川市では平成16年度で廃止されています。

「障害者福祉施策の見直し」

本制度が実施されて以来、本町では、介護手当および施設入所者に対する補助金などの給付制度を設けました。一方、在宅での生活、介護を支援するホームヘルプサービスなどの利用者は、低所得者の一部に限られ、サービス内容、提供先等を行政が決定するものでした。

しかし、平成15年度からノーマライゼーションの理念のもとに、障害者自ら選択し、サービス提供者と契約してサービスを利用する「障害者支援費制度」が施行され、また、平成18年4月からは障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害者が地域で安心して暮らせる

「障害者福祉施策の現状」

社会の実現を目指して、「障害者自立支援法」が施行となり、原則1割の自己負担で、サービス利用ができるなど、障害者福祉施策が見直されてきました。

障害の原因は、先天的、事故、また、病気など様々ですが、健常者とともに地域で生活が送れるよう、町は、様々な福祉施策を実施しています。一例をあげますと、発達の遅れている乳幼児、児童に対して言語訓練などの療育事業、成人を対象とした機能訓練、就学支援、道路段差解消・住宅改修などのバリアフリー化、タクシー利用助成、手話奉仕員および要約筆記者の派遣などの外出・社会参加支援、車椅子など補装具の給付、就労支援として就労困難な方々が働かれています。小規模授産所および作業所運営費助成などの事業を実施しています。また、平成15年度からは水泳教室、平成17年度からは、夏季休暇中に障害児生活訓練などを実施し、平成18年度からは障害者相談の充実を図ること

「障害者の就労環境の改善」

障害者の就労は、社会全体で考えなければならぬ問題でもあり、障害者雇用促進法で公共団体、民間企業も一定率の障害者を雇用することが義務付けられています。未達成の企業等があり、これらに対して理解と協力が得られるよう働きかけていく必要があります。

「新たな障害者福祉制度を提案」

現行の心身障害者福祉年金制度は、収入に関係なくすべての障害者に金銭支給を行っています。しかし、住民の皆さまに障害者福祉の現状を紹介し、今後は真に援助が必要な方への支援を目的とした新たな障害者福祉制度を、再度議会に提案します。



旬の野菜をしっかりと食べよう ～いずみ会料理講習会～

食生活を見直してみませんか？

- ▶日時・場所 5月2日(火) 中央公民館 5月10日(水) 野添コミセン
5月17日(水) 南部コミセン 5月19日(金) 中央公民館
※いずれも午前9時30分～12時30分
- ▶参加費 500円(当日徴収)
- ▶問い合わせ 健康安全グループ ☎0794(35)2611



健康づくり栄養講座生(いずみ会リーダー養成講座生)募集

平成18年度予定表

6月 12日(月)	さあ、はじまるよ！ (開講式 オリエンテーション)
6月 26日(月)	バランスのとれた献立を立ててみよう① ～野菜料理編～
7月 10日(月)	みんなで立てた献立、調理してみよう① (調理実習)
7月 31日(月)	この時期に多い食中毒の話
8月 28日(月)	高血圧を予防しよう！ ～減塩料理編～(調理実習)
9月 11日(月)	骨粗鬆症を予防しよう！ ～カルシウム料理編～(調理実習)
10月 2日(月)	あなたの健康・みんなの健康を考えよう
10月 中旬	リラックスについて考えよう
9月～11月	あの食品、どうやって作るの？ (町外研修)
11月 6日(月)	バランスのとれた献立を立ててみよう② ～油控えめ料理編～
11月 20日(月)	みんなで立てた献立、調理してみよう！② (調理実習)
12月 4日(月)	さあ、無事に卒業できましたか？ (閉講式)

健康やかな人生を送るためには、食事・運動・休養のバランスが大切です。その中でも、つついバランスが崩れてしまいがちなのが食事のこと。仲間と一緒に講義や調理実習、バス旅行など、わいわい楽しく、食事や健康づくりについて考えてみませんか？

- ※40時間受講された方は、いずみ会のリーダーとして活躍していただけます。
- ▶時間 午前9時30分～12時30分
(実習のときは午後1時まで)
- ▶場所 中央公民館
- ▶参加費 テキスト代約1,200円
- ▶定員 30人
定員になり次第締め切ります
- ▶申し込み・問い合わせ
5月31日(水)までに健康安全グループまでお申し込みください。
健康安全グループ ☎0794(35)2611



交通
神姫バス(JR加古川駅乗り場③)
東神吉小学校行き→「穴門」下車
広尾経由細工所行き
ウェルネスパーク経由宝殿駅行き } →「出川原」下車
都台行き

▼指導日 月1～2回の火曜日

▼料金 歯科健診+ブラッシング指導 千円
フッ化物歯面塗付(予防措置) 千円
※いずれも予約制です

▼問い合わせ 加古川歯科保健センター
☎0794(31)6060

加古川歯科保健センターからのお知らせ
むし歯になりたくない生活習慣を身につけていただくために

加古川歯科保健センターでは、「歯科健診・ブラッシング指導・フッ化物歯面塗付(予防措置)・歯科保健指導」を行っています。初めての方には「歯科健診とブラッシング指導」を行い、希望によりフッ化物歯面塗付も行ないます。その後は個人に合わせた間隔で継続指導を行なっています。

はりま健康プラン・健康づくり情報

「はりま健康プラン」の活動は3年目を迎えました

「元気で長生きしたい…」とは、誰もが望むことですが、そんな願いをかなえるために、「私ができること。みんなができること」を考え、平成15年に「はりま健康プラン」ができました。

「自らの健康は自らの手でつくろう」と考えている人が集まり、「ふれあい自然農園」「とびっきり遊歩」「はりま歯ッピー」の3つの活動をはじめ3年を迎えました。これらの活動にも住民の皆さんにたくさんのご参加をいただきました。はりま健康プランでは、「健康チェック」「からだの健康」「食の健康」「こころの健康」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」と健康づくりのための目標を立てています。次回から一つずつ紹介していきますので、みなさんの健康づくりに役立てていただきたいと思います。



「ふれあい自然農園」グループでは…

休耕田を利用して、野菜と健康をつくろう！をモットーに、大人も子どももみんなで一緒に野菜づくりを楽しむとともに、日ごろの食生活を考え、ふれあい、健康づくりの輪をひろげるグループです。老若男女問わず、毎月1回、和気あいあいと活動しています。野菜づくりは初めてという方も大歓迎です。収穫の喜びを一緒に体験しませんか？

あなたも「ふれあい自然農園」に来てみませんか？

みなさんと一緒に野菜を作り、食生活について振り返る、はりま健康プラン『ふれあい自然農園』。昨年の秋はサツマイモがたくさん収穫できたので、農園には子どもから大人まで、たくさんの笑顔があふれました。現在はタマネギとジャガイモがすくすくと育っています。あなたも一緒に季節の野菜を育てて、収穫してみませんか？日ごろ、畑とふれあうことの少ないお子さんにもよい体験になると思います。どなたでもご参加ください。

5月 20日(土)	サツマイモ・ヤーコン植え付け(申し込み必要)
6月 10日(土)	ジャガイモ掘り・タマネギ収穫
7月 8日(土)	除草・ニンジン種まき、ジャガイモ植え付け
8月 19日(土)	除草
9月 9日(土)	除草・超早生タマネギ種まき
10月 14日(土)	サツマイモ掘り・タマネギ植え付け準備
11月 4日(土)	タマネギ植え付け(申し込み必要)
12月 9日(土)	除草・ヤーコン収穫
1月 13日(土)	除草・ジャガイモ植え付け準備
1月 20日(土)	ジャガイモ植え付け
2月 10日(土)	除草
3月 10日(土)	除草

一緒にヤーコン・サツマイモを作ろうよ

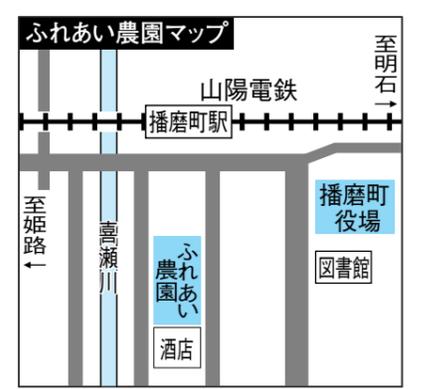
ヤーコンとサツマイモ植え付け参加者募集

ヤーコンは生で食べられるイモです。味や歯ざわりはナンに似ています。

▶日時 5月20日(土) 午前8時～
(小雨決行、雨天の場合は、5月27日(土)に延期)

- ▶申し込み・問い合わせ
参加希望の方は、5月19日(金)までに、氏名・参加人数をご連絡ください。
- ▶問い合わせ 健康安全グループ
☎0794(35)2611

参加してみよう!



- ▶時間 いずれも午前8時～
- ▶場所 地図参照
- ▶服装 汚れてもよい服装、履物
- ▶持ち物 移植ゴテ、軍手
- ▶主催 はりま健康プラン
「ふれあい自然農園グループ」
- ※日程変更・事前申し込みが必要な場合があります。今後も広報の案内をご覧ください。



▲写っている方に写真または画像データを差しあげます。企画グループまで。

福祉 健康

平成18年4月より、
児童手当制度が拡充

支給対象年齢が小学校3年生（9歳になった最初の年度末）から、小学校修了前（12歳になった最初の年度末）までに拡大されました。該当される方には個人通知をしますが、まだ申請していない方は届け出をしてください。
※公務員の方は職場で手続きしてください。

▼対象 平成6年4月2日～平成9年4月1日に生まれた児童を養育している方
あわせて所得制限が大幅に緩和されました。
昨年度申請されて所得超過

- 役場・教育委員会
☎0794(35)0355 ①(35)3398
■健康いきいきセンター
☎0794(35)5578 ①(35)5227
■福祉しあわせセンター
☎0794(35)1712 ①(36)5610
■デイサービスセンター
☎0794(37)6155 ①(37)0065
■加古川総合保健センター
☎0794(29)2923 ①(29)6300
■播磨ふれあいの家
☎079(678)1481 ①(678)1482

により却下となった方も再申請すれば、認定となる場合があります。

▼問い合わせ 福祉グループ
☎0794(35)2362

乳幼児医療の所得制限

乳幼児医療の所得制限が4月1日より緩和されました。まだ申請されていない方は、至急、手続きをお願いします。

▼問い合わせ
保険年金グループ
☎0794(35)2581



交通事故の状況

平成18年3月末現在 昨年比

	件数	傷者	死者
加古川市	611(-55)	717(-93)	4(+1)
稲美町	62(-8)	72(-10)	0(-1)
播磨町	67(+8)	80(±0)	0(±0)

犯罪発生状況

2月の町内犯罪発生件数 52件 (前月比 -18件)

種別	件数
忍び込み	1
事務所荒し	1
金庫破り	1
オートバイ盗	3
自転車盗	7
ひったくり	4
車上ねらいなど	10
自動販売機ねらい	1
万引き	5
暴行	1
器物損壊	9
住居侵入	2
詐欺	2
その他	5

平成18年犯罪累計122件

おくやみ 【3・4月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
浅田 ふじの	(北本荘)	75
浅原 とし子	(南大中)	73
佐伯 とし子	(野添)	85
嶋田 幸子	(二子)	74
増井 力	(宮北)	75

訪問理美容サービス

在宅で寝たきり状態にあり、理容院などに出向くことが困難な高齢者および障害者の方を対象に、理容師または美容師が家庭を訪問し理美容サービスを提供しています。

▼対象者 町内に住所があり、在宅で寝たきりの状態にある高齢者および障害者（条件があります）

▼サービス利用料金（理容・美容共通）
カット500円、シャンプー千円、顔そり500円（美容では、化粧に付随した顔そりのみ行います）

▼サービス利用の条件
家族などによる付き添いが必要です。ただし、付き添いがいない場合は、ご相談ください。

▼申請期間
5月1日（月）～6月30日（金）

▼必要書類 必要書類はそれぞれ異なります。手続きに必要な書類を説明してお渡しします。ご家族の方などが来所してください。

▼申請・問い合わせ
加古川健康福祉事務所 保健指導課
加古川市野口町良野1740
☎0794(22)0003

サービス利用の調整

申請によりサービス利用券（出張料は町が助成）を発行します。申請時に配布する協力店一覧により直接電話してください。その際、日程などの調整をしていただきます。

▼問い合わせ 福祉グループ
☎0794(35)2361

▼対象者 町内に居住する高齢者

寝具乾燥消毒サービス

寝たきりなどの状態で、寝具類の衛生管理が困難なご家庭に専用車両で訪問し、寝具などを乾燥消毒するサービスです。所要時間は、30分程度です。

▼対象者 町内に居住する高齢者

▼問い合わせ 福祉グループ
☎0794(35)2361

▼費用 設置時に所得に応じて負担があります。（上限1万2千円）

▼条件 3人の近隣協力者と民生委員の証明が必要です。

▼申請方法 福祉グループにある申請書にご記入ください。申請は、ご家族など代理の方も可能です。

▼問い合わせ 福祉グループ
☎0794(35)2361

▼場所 播磨町地域包括支援センター
☎0794(35)1841

▼お問い合わせ 保健指導課
あへの里在宅介護支援センター
☎0794(37)5588

日本赤十字社員に加入をお願いします



5月は全国一斉の赤十字社員増強月間です

日本赤十字社は「人の命と尊厳を守る」ことを目的として、世界各国の赤十字社とともに、紛争や災害、病気で苦しんでいる人々に救いの手をさしのべています。

また、国内でも地震や台風などによる被災者の救援活動や、医療、献血、福祉など幅広い分野で活動を続けています。これらは、すべて皆さまからお寄せいただく社資（寄付金など）により支えられています。

期間中、ご家庭に自治会の役員の方が訪問されましたら、赤十字の活動にご理解をいただき、一人でも多くの方が「赤十字社員」に加入してくださいませようお願いします。

▶問い合わせ 福祉グループ
☎0794(35)2362

▼日時 5月1日（月）
午前9時～11時
▼場所 健康安全グループ
▼引取手数料 千700円（生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで）
※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。
▼問い合わせ 健康安全グループ
☎0794(35)2721



犬の引き取り

▼日時 毎週水曜日
午前10時15分～10時35分
▼場所 加古川健康福祉事務所裏庭（印鑑持参）
▼引取手数料 千700円（生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで）
※時間は厳守をお願いします。
▼問い合わせ 明石健康福祉事務所動物衛生課
☎078(917)1622

猫の引き取り

▼日時 5月1日（月）
午前9時～11時
▼場所 健康安全グループ
▼引取手数料 千700円（生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで）
※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。
▼問い合わせ 健康安全グループ
☎0794(35)2721

石綿による健康被害の救済に関する法律による請求書受け付け開始のお知らせ

石綿（アスベスト）を取り扱う作業に従事したことにより、中皮腫や肺がんなどを発症し死亡した方の遺族で、時効により労災保険法による遺族補償給付が受けられなかった方に対する給付請求書の受け付けが、3月20日から開始されました。

▼請求できる方 平成13年3月26日以前に、石綿を取り扱う作業に従事し、中皮腫や肺がんで死亡した方の遺族

▼提出先 石綿を取り扱った最終事業所を管轄する労働基準監督署

▼問い合わせ 兵庫労働局労働基準部労災補償課
☎078(367)9155

または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

石綿を取り扱う作業に従事しないで、環境によって発症した方や遺族の方については、医療費などの救済給付が支給されます。

▼問い合わせ 独立行政法人環境再生保全機構
☎0120(389)931

町政モニター事業を実施

本町では、住民参加のまちづくりを推進するため、皆さんの建設的な意見や提言をいただく町政モニター事業を実施しています。

モニター員へは、年2回程度町から「モニター用紙」とそれに関する資料などをお送りし、ご意見・ご提言をいただくこととなります。

無作為に抽出した20歳以上の500人に依頼させていただき、ますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

▼問い合わせ 企画グループ
☎0794(35)0356

無料特設人権相談所を開設

5月3日の憲法記念日を中心に、5月1日〜7日までは憲法週間です。

憲法週間にちなんで「無料特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にお越しください。

秘密は厳守します。

▼日時 5月9日(火)
午後1時〜3時

▼場所 福祉しあわせセンター

▼相談内容 いじめ問題、名誉、差別、家庭のもめごと、遺産相続、戸籍、不登校児問題など

▼相談員 人権擁護委員、神戸地方方法務局加古川支局職員

▼日時 毎週月〜金曜日(祝日を除く)
午前9時〜午後4時

▼場所 神戸地方方法務局加古川支局
☎0794(24)3555

菊の苗を配布します

毎年秋に開催される菊花展に出展を目指している方を対象に、播磨町菊花会より菊の苗を配布します。

▼日時 5月27日(土)
午前10時〜正午(先着順)

▼場所 役場第1庁舎駐輪場

▼配布者 播磨町菊花会

▼問い合わせ 生涯学習グループ
☎0794(35)0565

5月14日(日)午前2時から

「0794」地域の市外局番が変わります

平成18年5月14日(日)午前2時から、現在使用中の市外局番の末尾番号が取れて、市内局番の先頭につきます。

現在(例) 役場代表番号
0794(35)0355
変更後
079(435)0355

※現在使用中の電話機、ファックスなどは取り替えずにそのまま使用できます。

▼姫路「079」地域との通話の場合
今回の電話番号の変更により、同一市外局番となりますが、従来通り市外通話として、新しい市外局番からダイヤルしてください。

兵庫県交通事故相談所が移転しました

◎本所
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階
☎078(360)8511



電話やFAXのメモリーダイヤルなど、市内局番から登録されている番号は再登録をしてね

▼相談日 毎週月〜土曜日
午前9時〜午後4時(予約制)

◎姫路支所
姫路市北条1-98 姫路総合庁舎2階
☎0792(81)9300

▼相談日 毎週月・火・水・金曜日 午前9時〜午後4時



野添北公園蓬生庵月例茶会

▼日時 5月21日(日)
午前10時〜午後3時まで

▼席主 深見 宗泉先生
(表千家流)

▼場所 野添北公園内蓬生庵

▼参加費 300円

▼問い合わせ ☎078(944)6040

播磨・県民交流広場協議会 フレンチ メンズクッキング教室

▼対象 成人男性

▼日時 5月28日(日)
午前9時〜午後1時

▼場所 中央公民館 料理教室

▼参加費 千500円

▼定員 先着15人

▼献立 ①スモークサーモンと半熟玉子のサラダ ②ピシントースト ③鯛のポワレプロベンス風 ④苺のショートケーキ

⑤パンとコーヒー

▼持ち物 エプロン、容器

▼申し込み・問い合わせ FAXにて申し込みを受け

ハイキング

▼日時 5月21日(日) 午前7時20分 JR土山駅集合

▼目的地 虚空蔵山(三田市)

▼行程 藍本駅→酒垂神社→虚空蔵堂→虚空蔵山→裏参道→藍本駅(初級者向7:45時間)

▼交通費 2千900円

▼問い合わせ 柳瀬 博宅
☎078(942)9273

普通救命講習会

固定や止血などの応急手当、AED(自動体外式除細動器)を使用した心肺蘇生法の講習会です。

受講者には、修了証を交付します。

▼日時 5月27日(土)
午前9時30分〜12時30分

▼場所 加古川市防災センター

▼対象 加古川市、稲美町、播磨町に住んでいるか勤務している人

▼定員 先着30人

▼申し込み・問い合わせ 5月9日(火)、午前9時から電話で消防本部警防課へお申し込みください。(土・日曜日、祝日は除く)

加古川市消防本部警防課
☎0794(27)6539

播磨町社会福祉協議会

ベビーマッサージ教室

楽しい子育ての支援として、毎月育児に関する教室を実施します。

5月は「ベビーマッサージ教室」です。ベビーマッサージは、赤ちゃんに安らぎを与え、赤ちゃんの生命力を活性化し、心や体の発育に影響を与える効果があるとともに、お母さんの気持ちのゆとりにつながり、育児に関する自信も自然に湧き、お母さんの心と体を癒すことにもなります。

▼日時 5月24日(水)、31日(水)
午前10時〜正午

▼場所 福祉会館 2階教養娯楽室

▼内容 ベビーマッサージ、慎重・体重測定(セルフ)

▼参加費 月500円

▼申し込み・問い合わせ 播磨町社会福祉協議会
☎0794(35)1712



平成18年度軽自動車税の減免申請5月24日までに

自動車税の減免を受けていない障害者が利用する軽自動車、原動機付自転車、軽二輪などについては、軽自動車税が減免される制度があります。

▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が利用する軽自動車など。

※障害の程度によっては、減免できない場合もあります。

▼減免台数 障害者一人につき1台のみ

▼申請期限 5月24日(水)

▼申請・問い合わせ 税務グループ
☎0794(35)0358
※5月14日から電話番号が079(435)0358に変わります。

納税通知書は5月11日(木)に発送予定。納期限は5月31日(水)です。

軽自動車税の減免申請に必要なもの

こんな場合に	必要なもの
障害者が所有し、自ら運転する場合	①身体障害者手帳など、②運転免許証、③印鑑、④納税通知書
障害者と生計を同一にする者が専ら障害者のために所有し、運転する場合	上記①~④のほか、⑤通院・通学などの証明書(診察券、学生証など) ※1
障害者のみの世帯を常時介護する者が専ら障害者のために運転する場合	上記①~⑤のほか、⑥常時介護証明書

※1 生計同一証明書が必要な場合もあります。

※2 障害者所有の場合が対象となります。

自動車税の納期限

自動車税の納期限は5月31日です。

納税はお近くの銀行・農協などの金融機関、郵便局または県税事務所です。

▼問い合わせ 県民局県税事務所 自動車税課税課
☎0794(21)9271



土曜日は、しっかり文化活動をしよう

「土曜日でもいきいき体験隊」参加者募集

土曜日を有効に活用するために「土曜日でもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

創造力を養い、探究心を深め、自分の良さを見つけるために今年も挑戦してみませんか？

▼活動日

原則として、毎月第1土曜日
午前9時30分～11時30分

▼開講式 6月10日(土)

午前9時30分～

▼内容・指導者

○料理 消費者協会・いずみ会

○お菓子づくり 個人ボランティア・消費者協会

○リサイクル大発見 婦人会・リサイクルプラザボランティア

○昔遊び・折り紙 婦人会・JA女性部

○ロープ・野外炊飯 ガールスカウト

○英語 国際交流協会英圏部

○将棋 播磨町将棋協会

○読書 図書館ボランティア

○習字 播磨町ことぶき大学

○マジック 加古川マジッククラブ

○おもしろネイチャーサイエンス 環境21の会

▼申し込み 5月中旬に各小学校を通じて募集案内を配布します。募集要項に従って申し込みてください。

▼問い合わせ 生涯学習グループ

☎0794(35)0565

「土曜日でもいきいき体験隊」とは別に、毎月第2・第4土曜日に「伝統文化子ども教室」として、茶道・いけばな・和太鼓・着物教室を7月から実施します。

募集案内は6月に配布します。体験隊と伝統文化の両方に参加可能です。

ホタル育成ボランティア募集

「播磨町にホタルの復活を」と、野添北公園の一角に「ホタル育成水路」を設置してい

ます。ホタルを育てるには日常の観察や管理が必要となります。そこで、幼虫の飼育、育成水路の管理・清掃などのお手伝いをしていただける方を「ホタル育成ボランティア」として募集します。播磨町の新しい名所づくりにぜひご参加ください。

▼申し込み・問い合わせ 健康安全グループ

☎0794(35)2721

要約筆記とは、難聴者・聴覚障害者など、耳が聞こえにくくなられた方に、話し手の言葉を文字で書いて伝えるボランティア活動です。

▼日程 6月1日～6月29日までの毎木曜日(全5回)

▼日時 5月13日(土) 午前10時～11時30分

▼場所 南部コミセン 大ホール

▼持ち物 タオル、飲み物、敷物

▼参加費 無料

▼募集人数 先着30人

▼申し込み 5月19日(金)まで

☎0794(35)1712

中学3年生をライマ市へ派遣します

本町の姉妹都市であるアメリカ・ライマ市へ町内中学生を派遣し、青少年との交流やホームステイなどにより異文化に触れ、国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。
※今後の国際情勢によっては、派遣を中止する場合がありますのでご了承ください。

▶日程 8月18日(金)～25日(金) 6泊8日(うちホームステイ4泊)

▶訪問先 アメリカ・オハイオ州・ライマ市ほか

▶対象 町在住の中学3年生

▶派遣人数 10人 ▶参加費 10万円

▶申し込み 5月8日(月)～12日(金)に所定の申込書を教育総務グループまたは町立各中学校へ提出してください。

▶問い合わせ 教育総務グループ ☎0794(35)0545



播磨町国際交流協会 ピラティス・体の芯を鍛えるエクササイズ

ニージーランド人の英語

助手ティモティさんによる英語を使ったレッスンは、

▼日時 5月13日(土) 午前10時～11時30分

▼場所 南部コミセン 大ホール

▼持ち物 タオル、飲み物、敷物

▼参加費 無料

▼募集人数 先着30人

アメリカ・オハイオ州ライマ姉妹都市協会青少年訪問団のホストファミリー募集

ライマ市から青少年訪問団を受け入れます。

6月16日(金)夜～19日(月)朝までのホストファミリーを募集します。海外交流に興味のある方のご協力をお願いします。

※平成18年度播磨町国際交流協会員になっていただく必要があります。(年会費千円)

▼問い合わせ 播磨町国際交流協会

☎0794(35)0356

町長の任期満了および町議会議員の欠員に伴う選挙を本年7月2日(日)に行います。

立候補予定者説明会の開催

同選挙の立候補予定者説明会を開催します。

◎町長選挙 5月11日(木) 午後1時30分から

◎町議会議員補欠選挙 5月11日(木) 午後3時30分から

※場所は、いずれも役場第1庁舎3階BC会議室で行います。

※なお、会場の都合上、1人の候補者につき出席者は3人以内とさせていただきます。

▶問い合わせ 選挙管理委員会 ☎0794(35)0357

町長選挙・町議会議員補欠選挙の投票立会人、および投票所事務従事者を募集します

1 投票立会人 応募資格要件 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者。

募集人数 各投票所2人ずつ、合計26人。応募者多数の場合は抽選で決定します。

立会場所 名簿に登録されている投票所

立会時間 投票日当日 7月2日(日)午前6時45分～午後8時

報酬 1万1千円

2 投票所事務従事者 応募資格要件 町内に居住する40歳位までの有権者(選挙啓発の一環として募集します)

募集人数 各投票所1人ずつ、合計13人。応募者多数の場合は抽選で決定します。

勤務場所 別途指示する投票所

勤務日時 投票日当日 7月2日(日)午前6時45分～午後8時

賃金 日額1万3千円

※応募方法は、立会人・事務従事者とも5月1日(月)～5月19日(金)の間に、電話、FAXまたは電子メールで応募してください。

※なお、ファックス・電子メールでの応募は、住所・氏名・生年月日・連絡先電話番号を記入してください。

▶応募・問い合わせ 選挙管理委員会 ☎0794(35)0357 FAX0794(35)3398 メールアドレス soumu@town.harima.hyogo.jp

国民年金Q&A こんな時はどうしたらいいの？

Q. 学生なので国民年金保険料の納付が困難なのですが…。

A. 【学生納付特例制度】

第1号被保険者である学生で、前年所得(1月～3月の申請については前々年所得)が118万円以下である人は、学生納付特例を申請し、承認されれば保険料の納付が猶予される制度があります。(昭和61年1月2日以降の生まれの方は、125万円以下)

対象学校

大学(大学院)・短期大学や専門学校・専修学校の一部(夜間部、定時制、通信課程の学生も対象です) 学校教育法に規定する各種学校(ただし修業年限が1年以上である課程に限る)

必要書類

学生証の写し、または在学証明書(各種学校の学生は、修業年限が1年以上の課程であることがわかる学生証、もしくは証明書)

☆平成18年1月2日以降に播磨町に転入された方は、平成18年1月1日時点の住所地発行の「平成18年度所得課税証明書」

☆平成17年4月1日以降に失業した方は、「失業の事実を明らかにする証明書(雇用保険受給資格者証等)」の写し

審査

学生本人の所得だけで審査されます。

承認期間

申請のあった月の属する年度の4月(4月申請のみ前年度の申請も可)から翌年の3月までです。4

▶問い合わせ 加古川社会保険事務所 ☎0794(27)4511 保険年金グループ ☎0794(35)2581

月から制度の適用を受けたい方は、必要書類を添えて5月末までに播磨町保険年金グループで申請してください。なお、申請は毎年必要です。

学生納付特例の申請をして、承認されると

①学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

②学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間となります。

③学生納付特例期間については、保険料を10年までさかのぼって納付することにより、将来の老齢基礎年金額に反映させることができます。

届け出が遅れたら

学生納付特例制度は、原則申請のあった月の属する年度の4月から承認されることとなっていますが、申請が遅れた場合には、申請前の期間で保険料を納めていない期間は「未納期間」となり、事故や病気で障害が残っても障害基礎年金は支給されません。

▶日時 5月16日(火) 午後1時～4時
▶場所 加古川プラザホテル 2階「鹿児の間」

▶対象者 平成19年3月大学・短大・高専等の新規卒業予定の方。既卒者を含む、概ね35歳未満の求職者の方
▶問い合わせ ハローワーク加古川 求人企画情報部門 ☎0794(21)8645